

【紫波町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	2,537	2,551	2,532	2,518	2,537
②予備機を含む整備 上限台数	2,917	2,933	2,911	298	320
③整備台数 (予備機除く)	0	0	2,532	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	0	0	2,532	0	0
⑤累積更新率	0	0	100	100	100
⑥予備機整備台数	0	0	65	0	0
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	65	0	0
⑧予備機整備率	0	0	2.6	0	0

(整備・更新計画の考え方)

令和8年度中に必要台数の端末を整備します。生徒数の増減は予備機で対応します。

第1期に整備した端末は令和2年3月に導入されており、令和7年3月で5年が経過するため、端末の更新が必要となります。

第1期端末の運用状況を踏まえ、故障率、プログラムの微修正、一時預かりの件数を考慮します。また、端末性能の向上により故障率の低下が見込まれることから、予備機の整備率は2.6%とします。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- ・対象台数 2601台
- ・小型家電リサイクル法に基づく認定事業者又は資源有効利用促進法に基づく製造事業者等へ処理を委託し、適正な再使用及び再資源化を図ります。
- ・端末データの消去方法 処分事業者へ委託します。
- ・スケジュール予定
 - 令和7年10月 Windows10 サポート終了に伴う拡張セキュリティ更新プログラムの導入
 - 令和8年10月 新規端末導入
 - 令和8年10月 処分事業者選定
 - 令和9年4月～ 使用済端末の事業者引き渡し

【紫波町】
ネットワーク整備計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%
アセスメントの実施有無	有				

1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数

令和6年度に実施したネットワークアセスメントの結果では、「学校規模ごとの当面の推奨帯域」（文部科学省・令和6年4月）を超える学校数は8校であり、総学校数8校に占める割合は100%でした。

2 ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

令和6年度に全8校においてネットワークアセスメントを実施した結果、8校において問題・改善点なしと判定されました。

今後は、LAN内10G化に向けた環境整備について検討を進めます。

・スケジュール（予定）

令和8年10月～GIGA 端末更新に伴う回線の見直し

令和9年10月 10G化に向けた環境整備の検証

令和10年4月 10G化環境による運用開始

【紫波町】
校務 DX 計画

1 現状

国が公表した「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」(文部科学省令和 5 年 11 月実施)に基づく自己点検結果では、学校現場においてクラウドサービスを十分に活用できていない状況や、ペーパーレス化が浸透していない状況が見受けられました。

当町では、令和 7 年度からは岩手県クラウド版統合型校務支援システムの利用開始を予定しており、校務の円滑化・効率化の観点から、教職員への周知や DX 化に向けた取り組みを加速させ、教育委員会及び学校全体での改善を推進していきます。

2 「校務 DX チェックリスト自己点検結果」における課題等について

取り組みが進んでいない学校への課題把握及び支援の徹底を図ります。また、校務 DX を促進する観点から、以下に掲げる取り組みを進めます。

3 文書のデジタル化によるペーパーレスの促進

電子メールや汎用クラウドツール、校務支援システム等を活用し、会議資料、校内外文書、保護者への連絡文書等のデジタル化を推進します。

特に、教育委員会から学校への通知文書や学校間での文書授受については、クラウド環境上での共有・管理を基本とし、紙媒体による配付を原則廃止する方向で見直します。

これにより、ペーパーレス化によるコスト削減とともに、教職員の業務負担軽減と情報共有の迅速化を図ります。

4 FAX・押印等の制度・慣行の見直し

校務 DX の推進に向け、クラウド環境や電子申請システムの活用を前提として、FAX や押印を求める制度・慣行の見直しを進めます。教育委員会においては、学校が関係団体や事業者と行っている FAX 送信・押印手続の実態を把握した上で、電子メールやクラウド上での文書共有による代替手段の検討を行い、必要に応じて関係規則等の改正を行います。

5 校務支援システムへの名簿情報の入力

令和 7 年度から導入予定の岩手県クラウド版統合型校務支援システムにおいては、学齢簿等の既存データを活用した名簿情報のインポートを基本とし、教職員による重複入力や手入力作業の削減を図ります。また、クラウド環境を活用した校務 DX を円滑に進めるため、情報教育アドバイザー等による操作研修や登録作業の伴走支援を行い、学校ごとの取組状況に応じた支援を実施します。

6 DX に応じた校務の見直し

当町において、令和 2 年度に策定し 7 年度までに得た反省を基に、GIGA・ICT 活用計画・共通アクションプラン 4 カ年計画の更新を行い、変容した DX に対応した授業スタイルの定着による校務の効

率化を目指します。

7 教育情報セキュリティポリシーの策定

教育 DX の進展を踏まえ、令和3年度に策定した「紫波町学校情報セキュリティポリシー」について、教育委員会及び学校に求められるセキュリティ対策の高度化に対応するため、令和8年度までに改定を行います。

あわせて、県統一のクラウド版統合型校務支援システムの運用状況を踏まえ、次世代の校務支援システム導入を見据えた校務の在り方や情報セキュリティの確保について検討を進め、GIGA スクール構想に基づいた安全で持続可能な教育環境の整備を図ります。

【紫波町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月）において示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」について、以下の学びの姿を目指します。それぞれの学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。

(1) 個別最適な学び

学習指導要領に示されているように、指導方法や指導体制の工夫改善により「個に応じた指導の充実を図ります。また、ICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「主体的・対話的で深い学び」を実現することにより、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができる児童生徒を育成します。

(2) 協働的な学び

探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、自ら問題を発見して課題を設定し、解決していく児童生徒を育成します。

2 GIGA第1期の総括

本町では令和2年度にタブレットやネットワークの整備等を行いました。これに伴い、教育委員会はGIGA・ICT活用計画を策定し、共通アクションプラン4カ年計画に基づき、段階的な情報活用能力の習得向上を進めてきました。

また、令和5年度及び6年度の2年連続で、文部科学省リーディングDXスクール事業の指定を受け、町内全小中学校において、児童生徒の情報活用能力の育成、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を図るための授業づくり等、事例創出に取り組んできました。

端末の更新にあたり、これまで挙げられた学校での温度差やサポート体制、活用不十分であった電子黒板機能付プロジェクター等の課題を踏まえ、教育委員会が主導して、ICT活用に関する共通理解の形成及び標準的な活用方法の整理を行うとともに、ICT活用研修会や授業研究会を通じた実践共有、情報教育アドバイザー等による継続的な支援を組み合わせることで、学校間の取組の差を縮小し、全校的な活用の底上げを図っていきます。

3 1人1台端末の利活用方策

(1) 1人1台端末の積極的活用に向けた目標

端末の更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持した上で、GIGA第1期に整備した電子黒板機能付プロジェクター等の周辺機器や、更新後のタブレット端末を活用した授業を推進します。また、今後本格導入されるデジタル教科書についても、1人1台端末環境を前提として、その活用を進めます。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

児童生徒が1人1台端末を日常的に活用し、必要な情報を自ら調べ、デジタル上で自分の考えを

整理・可視化した上で、資料の作成や発表、表現活動を行う学習場面の充実を図っていきます。また、学習の過程や成果について、デジタルツールを活用して教職員と児童生徒がやり取りしながら理解状況を把握したり、助言を行ったりする場面を設定するとともに、アンケート機能や共有資料を用いて、児童生徒同士が意見や考えを共有し、相互に関わり合いながら学びを深める場面を充実させていきます。さらに、児童生徒一人一人の特性や理解度、学習の進度に応じて、課題の内容や取り組み方を選択できるよう、1人1台端末を活用した個別最適な学習を進め、協働的な学びと一体的に充実を図っていきます。

(3) 学びの保障に向けた目標

希望する不登校児童生徒に対して、端末を活用した授業への参加や学習課題の提示・提出等を行い、学校とのつながりを保ちながら学びを継続できるよう支援していきます。また、端末を活用した健康観察や教育相談に係る活用の在り方を検討し、教職員と児童生徒が継続的にやり取りを行いながら、安心して相談できる環境の整備を進めていきます。加えて、障害のある児童生徒など、特別な支援を要する児童生徒に対しては、実態や状況に応じて、端末を活用した個別の学習支援や情報保障等を行い、学びの継続を支えています。

4. 今後の計画

上記1人1台端末の利活用方策における重点的に取り組む事項を町独自の第2期 GIGA・ICT 活用計画として策定し、教育の情報化の充実を図る中で児童生徒の情報活用能力の育成のため、随時各学校への情報提供に取り組みます。

また、端末の整備としては、これまでの課題やこれから解決する必要がある課題について、児童生徒の1人1台端末の利活用がなくては解決できないものであると考えられるため、今回整備する端末の更新が必要となる時期（5年後予定）に、児童生徒の学びに空白が生じないよう確実に更新を行います。